

2 地方計画の策定・推進について

<地方計画の策定状況等>

(1) 健康日本21地方計画の策定状況について(平成15年7月末現在)

(都道府県)

全ての都道府県において計画策定済み

(市町村・特別区)

	総 数	計画策定済み	平成15年度中 策定予定	平成16年度中 策定予定	平成17年度中 策定予定	未定
保健所 政令市	57	49	5	3	-	-
東京都 特別区	23	16	4	2	-	1
その他 市町村	3,127	750	604	320	64	1,389
総 数	3,207	815	613	325	64	1,390

(市町村関係の詳細)

→ (次頁参照)

(2) 前回調査(平成14年11月末現在)との比較

- 策定済の市町村は、277市町村から750市町村に増加
- 策定時期が未定である市町村数については、1,489市町村から1,389市町村に減少している。
(それらを都道府県別にみた場合、大きく減少した都道府県がある一方で、ほとんど変化がない都道府県も見られる。)

市町村地方計画策定状況(平成15年7月末現在)

都道府県名	市町村数	策定済	H15年度中	H16年度中	H17年度中	策定時期未定
北海道	208	29	20	32	6	121
青森	67	49	18	0	0	0
岩手	58	29	24	5	0	0
宮城	68	25	28	6	1	8
秋田	68	25	14	10	1	18
山形	44	16	18	6	1	3
福島	88	13	20	10	0	45
茨城	83	3	8	16	3	53
栃木	48	4	8	7	1	28
群馬	69	19	16	8	0	26
埼玉	88	12	16	8	5	47
千葉	77	7	11	6	2	51
東京	39	1	6	8	3	21
神奈川	33	8	3	4	3	15
新潟	109	24	21	8	6	50
富山	34	6	8	6	0	14
石川	40	8	8	8	0	16
福井	35	12	6	4	0	13
山梨	58	16	23	1	0	18
長野	119	27	33	15	4	40
岐阜	95	11	12	6	2	64
静岡	71	44	11	1	1	14
愛知	84	29	21	20	2	12
三重	69	21	7	1	0	40
滋賀	50	7	10	4	0	29
京都	43	7	3	2	0	31
大阪	40	15	8	5	1	11
兵庫	84	25	15	10	2	32
奈良	46	22	13	6	0	5
和歌山	49	13	18	6	0	12
鳥取	39	24	10	2	0	3
島根	59	29	14	5	0	11
岡山	76	24	26	11	0	15
広島	76	2	6	3	2	63
山口	52	17	11	5	0	19
徳島	50	5	4	5	2	34
香川	36	3	6	5	0	22
愛媛	68	3	7	7	10	41
高知	52	2	0	2	0	48
福岡	93	9	14	10	5	55
佐賀	49	14	11	1	0	23
長崎	77	16	11	1	0	49
熊本	89	22	14	9	0	44
大分	57	22	21	5	0	9
宮崎	43	11	7	9	0	16
鹿児島	95	11	6	2	1	75
沖縄	52	9	9	9	0	25
	3127	750	604	320	64	1389

※市町村数は、平成15年7月末現在。

※「策定済」、「H15年度中」、「H16年度中」、「H17年度中」以外は全て「策定時期未定」として整理している。

※保健所政令市、特別区は除く。

<地方計画の具体例等>

国では、「健康日本21」の一層の推進に資するため、全ての都道府県計画及び既に策定している市町村計画（圏域別計画）の一部を取り上げ、『「健康日本21」地方計画事例集』として、計画の位置づけ、計画策定のプロセス及びそれぞれの計画の特徴等を盛り込んだかたちで昨年取りまとめた。

(項目立て)

- 都道府県計画の場合 ;
 - ・ 都道府県の概要
 - ・ 計画の位置づけ
 - ・ 目標設定
 - ・ 普及啓発の取組
 - ・ 推進体制
 - ・ 市町村支援
 - ・ 連携についての取組
 - ・ 評価システム
 - ・ その他
- 市町村計画（圏域別計画）の場合 ;
 - ・ 市町村（圏域）の概要
 - ・ 計画の位置づけ
 - ・ 計画策定のプロセス
 - ・ 計画の推進
 - ・ 評価システム
 - ・ その他

○ 都道府県計画の場合

都道府県計画では、関係各部署と連携を取りながら進められている様子が伺われるが、「市町村支援」や「評価システム」については、今後更に検討・充実させていく必要があると考えられる。

○ 市町村計画（圏域別計画）の場合

市町村計画（圏域別計画）では、「計画策定のプロセス」が、市町村計画未策定の市町村に対して参考になると考えられる。

「計画の推進」についてであるが、「健康日本21」においては、市町村が地域住民やその他の関係者までも包含したかたちでの地域密着型の健康づくり運動が求められているところであるが、その視点が十分でないものも見られるため、その点に十分留意の上、市町村に対する支援をお願いしたい。

市町村において健康増進計画を策定する際には、地域の実情を踏まえた計画とするために、行政機関だけではなく、広く民間団体等の社会資源の役割を重視し、連携していくことが重要である。その際に、既存の組織を活用したり、保健医療関係

団体にとどまらず、幅広く連携を呼びかけることが望まれる（例えば農村部においては全国農業協同組合（JA）等）。

(参考) 『健康日本21 実践の手引き』について

国では、平成12年『健康日本21 実践の手引き』（以下「手引き」という。）を作成し公表した。

この手引きの全文は、(財)健康・体力づくり事業財団において開設した「健康日本21」のホームページ『<http://www.kenkounippon21.gr.jp>』に掲載されており、容易に入手できる旨も含め、市町村にも改めてその活用の周知をお願いしたい。

その概要は以下の通りである。

- (1) はじめに
- (2) 「健康日本21」とは
- (3) 地方計画策定の前に
- (4) 地方計画の策定
- (5) 地方計画の推進
- (6) 地方計画の評価
- (7) おわりに

これら「地方計画事例集」や「手引き」等を十分に参考にしつつ、「健康日本21」の推進について、積極的な取り組みを重ねてお願いしたい。

<ヘルスアッププランについて>

1. 健康づくりの推進（ヘルスアッププラン）とは

医療制度改革の一環として、健康寿命の延長・生活の質の向上を目標とした健康づくり・疾病予防を推進するため、地方団体における健康づくり・疾病予防対策の取組に対して、地方財政措置を講じるもの。

平成15年度事業費は 600億円程度となっている。（後掲）

2. 健康づくりの推進（ヘルスアッププラン）の活用について

健康づくりの推進（ヘルスアッププラン）は、平成14年度から各地方自治体における健康づくり・疾病予防対策の取組に対する事業費として新たに盛り込まれたものである。当該事業の実施を支援するために、厚生労働省健康局総務課が以下の事例集を作成しているので、これらを参考にし、住民の健康づくりを支援する「健康日本21」の推進が図られるよう積極的な取組をお願いしたい。

- 参考事例集Ⅰ（平成13年度全国健康関係主管課長会議資料として配布）
- 参考事例集Ⅱ（平成14年「健康日本21」全国都道府県主管課長等会議資料として配布）
- 参考事例集Ⅲ（平成14年度全国健康関係主管課長会議資料として配布）

これらの事例を参考にしつつ、「健康日本21」の推進について、積極的な取り組みを重ねてお願いしたい。

健康づくりの推進 (ヘルスアッププラン)

医療制度改革の一環として、健康寿命の延長・生活の質の向上を目標とした健康づくり・疾病予防を推進するため、地方団体における以下のような健康づくり・疾病予防対策の取組に対して、地方財政措置が講じられる予定。

平成15年度事業費 600億円程度

1. 地方健康増進計画の策定

〈事業例〉

- ①地方健康増進計画の策定・推進
- ②地方健康増進計画の普及啓発（市町村計画、事例集の配布等）
- ③住民健康・栄養調査等の実施（地域特性を調査し、計画策定に反映）

2. 健康づくり支援事業の実施

(1) 健康診査の充実

〈事業例〉

- ①未受診者への受診勧奨
- ②関係機関や団体等と連携した健康診査の啓発
- ③事後指導の充実

(2) 生活習慣改善のための健康教育

〈事業例〉

- ①自己管理目標の設定の指導
- ②健康手帳の配布（健康診査結果等による自己管理）
- ③ボランティア、自主活動グループの育成・支援
- ④青壮年層(20~39歳)を対象とした健康教育の充実

(3) 地域に密着した健康相談

〈事業例〉

- ①きめ細かな健康相談に対応するため、公民館等に健康相談コーナーの設置
- ②心の健康相談の充実強化

(4) 年代に応じた健康スポーツの振興

〈事業例〉

- ①健康スポーツの指導者、地域リーダー等の育成
- ②市町村や自主活動グループ等による健康スポーツ大会等の開催
- ③個人の運動プログラムの作成指導
- ④ウォーキング等の気軽に運動ができる設備、施設の整備

3. 健康づくり支援のための体制整備

〈事業例〉

- ①マンパワーの確保
- ②地方団体の推進体制の整備
- ③事業所等との連絡・協力体制の整備

※保健師の計画的な増員 1,355人(H13~H16年度)

地域保健法第四条に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針（概要）

[下線部は修正部分]

前文

この指針は、地域保健体系の下で、市町村、都道府県、国等が取り組むべき方向を示すことにより、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的とする。

第一 地域保健対策の推進の基本的な方向

一 生活者個人の視点の重視

サービスの受け手である生活者個人の視点を重視

二 住民の多様なニーズに対応したきめ細かなサービス

画一的に提供されるサービスから多様なニーズ等に応じたきめ細かなサービスへの転換

三 地域の特性をいかした保健と福祉のまちづくり

保健、福祉サービスは、市町村が、地域の特性を十分に發揮しつつ、一元的に実施

四 国民の健康づくりの推進

健康増進法を推進するため、国及び地方公共団体は、教育活動や広報活動を通じた健康の増進に関する知識の普及、情報収集等を行う

五 高齢者対策及び介護保険制度の円滑な実施のための取組

介護サービス等の必要がある住民に対し、必要なサービスを適切に提供できる体制の整備

六 快適で安心できる生活環境の確保

地域住民の健康の保持増進のため、生活の基盤となる快適で安心できる生活環境を確保

七 地域における健康危機管理体制の確保

健康危機に対し、迅速かつ適切な危機管理を行うために、地域における管理体制を確保

八 科学的根拠に基づいた地域保健の推進

都道府県及び市町村は、科学的根拠に基づく地域保健の企画及びその実施

第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

一 保健所

1 保健所の整備

(一) 都道府県の設置する保健所

(1) 二次医療圏等と都道府県設置保健所の所管区域の一致

(2) 保健所の集約化によるサービスの提供

(二) 政令市及び特別区の設置する保健所

(1) 政令指定都市設置保健所は、都道府県設置保健所との均衡、人口要件を勘案し設置

(2) 政令市設置保健所は、都道府県設置保健所、人口要件を勘案

(3) 人口三十万人以上の市は、保健所政令市への移行を検討

(4) 人口三十万人未満の政令市は、業務の一層の推進

2 保健所の運営

(一) 都道府県の設置する保健所

- (1) 専門的かつ技術的業務の推進
- (2) 情報の収集、整理及び活用の推進
- (3) 調査及び研究等の推進
- (4) 市町村に対する援助及び市町村相互間の連絡調整の推進
- (5) 地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化
- ~~(6) 「二十世紀における国民健康づくり運動（健康日本二十一）」の推進~~
- (予6) 企画及び調整の機能の強化

(二) 政令市及び特別区の設置する保健所

二 市町村保健センター

1 市町村保健センターの整備

- (一) 市町村は、各市町村の保健活動の拠点を整備
- (二) 国は、市町村保健センターの設置等の財政的援助
- (三) 町村は、共同の市町村保健センター整備を考慮
- (四) 都市部においては、人口規模に応じた市町村保健センター整備等を考慮
- (五) 母子健康センター、老人福祉センター等を充実し、保健サービスの総合的実施

2 市町村保健センターの運営

- (一) 住民のニーズに応じた計画的な事業の実施
- (二) 保健と福祉の総合的な機能を備えること
- (三) 市町村は、市町村健康づくり推進協議会を活用し、関係機関との連携協力
- (四) 市町村は、精神障害者の社会復帰対策等の保健サービスを実施
- (五) 政令市は、保健所・市町村保健センター等との密接な連携

第三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する

基本的事項

一 人材の確保

- 1 保健所への医師の配置に当たり、専任の保健所長を置くよう努める等の適切な措置
- 2 都道府県は、精神保健福祉士を含む職員の継続的な確保
- 3 市町村は、専門技術職員の計画的な確保の推進
- 4 国は、専門技術職員の養成に努める。

二 人材の資質の向上

- 1 都道府県・市町村は、職員研修の企画調整を一元的に行う体制を整備。
- 2 都道府県及び市町村は、職種横断的な研修等を実施
- 3 都道府県は、保健所と市町村との間の人事交流等の実務研修を実施
- 4 都道府県は、市町村職員、保健・医療・福祉サービス従事者に対する研修を実施
- 5 国は、総合的な企画調整能力の養成等に重点を置いた研修の充実等を図る

三 人材確保支援計画の策定

1 人材確保支援計画の策定についての基本的考え方

- (一) 都道府県は、町村の申出に基づき人材確保支援計画を策定し人材確保事業推進。

(二) 国は、必要な財政的援助、助言、指導その他の援助の実施。

(三) 各町村は、保健師、管理栄養士その他必要な職員の適切な配置

2 人材確保支援計画の策定及びこれに基づく事業の実施に当たっての留意事項

第四 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項

- 一 保健所は、地域の抱える課題に即した、先駆的又は模範的な調査及び研究を推進
- 二 都道府県及び政令指定都市は、地方衛生研究所の充実等を図る。
- 三 地方衛生研究所は、施設及び機器の整備、調査及び研究の充実等を図る。
- 四 都道府県、政令指定都市は、検討協議会において計画的な調査研究等の実施の企画調整。
- 五 国は、全国的規模又は高度の専門性が要求される調査研究を推進。
- 六 調査及び研究の成果等を、関係機関及び国民に対して公表

第五 社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項

- 一 保健、医療、福祉の連携の下で最適なサービスを総合的に提供するための調整の機能の充実
 - 1 市町村においては、相談からサービスの提供までに至る体系的な体制の整備等
 - 2 都道府県は、精神障害等の住民に対し最適なサービスを提供するための総合調整
- 二 包括的な保健、医療、福祉のシステムの構築
 - 1 市町村においては、各種施設を結ぶ地域の特性に応じたネットワークを整備すること。
 - 2 保健所等は、社会資源を有効に活用したシステムの構築のため検討協議会を設置すること。
 - 3 市町村、都道府県は、地域の特性に応じた組織の在り方について検討すること。
 - 4 都道府県及び国は、先駆的取組について、事例紹介・情報提供を行う。

三 次世代育成支援対策の総合的かつ計画的な推進

都道府県及び市町村は、保健部局、福祉部局等の関係部局の連携を十分に図りつつ、次世代育成支援対策を総合的かつ計画的に推進する

三四 高齢者対策及び介護保険制度の円滑な実施のための取組

- 1 市町村においては、老人保健事業と介護保険制度を有機的かつ連続的に運用
- 2 都道府県においては、保健部局と関連部局、関係機関等とが十分に連携
- 3 都道府県は、保健所において、市町村間の広域的調整及び開発等に対して支援を行う
- 4 政令市及び特別区は、保健医療福祉情報の収集、分析及び提供等の役割も担う

五 精神障害者施策の総合的な取組

- 1 精神障害者に係る保健、医療、福祉等関連施策の総合的かつ計画的な取組を促進する
- 2 都道府県及び市町村並びに保健所は、精神障害者ができる限り地域で生活できるよう、居宅生活支援事業の普及、ケアマネジメントの手法の活用の検討等を行う
- 3 都道府県及び市町村並びに保健所は、精神障害者及びその家族のニーズに対応した多様な相談・支援体制を構築する
- 4 都道府県及び市町村並びに保健所は、精神疾患等への正しい理解の普及の推進する

六 児童虐待防止対策に関する取組

- 1 保健所、市町村保健センター等は、虐待発生のハイリスク要因を見逃さないよう努め、保健師の家庭訪問等による支援を行うとともに、地域組織活動の育成・支援等を実施
- 2 保健所、市町村保健センター等の職員が児童虐待の疑いのある家庭を発見した場合、児童相談所へ通告するとともに、関係機関と連携・協力して援助を行う

第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

一 国民の健康づくりの推進

- 1 都道府県は、健康増進に関する情報の収集及び分析を行い、計画の策定及び市町村の支援を行う必要があり、保健所は、関係機関、関係団体の連携を推進するための中核機関としての役割を担う
- 2 市町村は、保健所と連携を図り、市町村健康増進計画を関係機関、住民等の参画を得て策定、実施する

二 生活衛生対策

都道府県、政令市及び特別区は、水質を汚染する病原生物（レジオネラ菌等）に関する知識の普及、啓発や、病原生物の増殖を抑制するための具体的方法を指導する。また、シックハウス症候群について、知識の普及、啓発や、必要な指導等を行う

三 食品衛生対策

- 1 都道府県、政令市及び特別区は、食品衛生に関する正しい知識の普及、情報の収集、整理、分析、提供や研究の推進、国民からの意見聴取や施策への反映等を行う
- 2 都道府県、政令市及び特別区並びに保健所は、食中毒等飲食に起因する事故に対して、迅速に対応を行うことができる体制を整備する

四 地域保健及び産業保健の事業連携

地域での生涯を通じた健康づくりに対する継続的な支援のため、保健所及び市町村が中心となり、保健事業者間の連携等を図る

- 1 保健所、市町村等が、健保組合、事業所、商工会、医療機関等から構成される連携推進協議会を設置し、これらの組織間の連携を推進する
- 2 地域保健の保健計画の策定に当たっては、産業保健との連携を図りつつ、目標、行動計画を立て、これに基づき保健活動を推進する
- 3 健康教育や健康相談等の保健事業等に関する情報を共有し、施設の相互活用等に配慮する

五 地域における健康危機管理体制の確保

- 1 都道府県は、救急医療体制の整備等を行う
- 2 政令市及び特別区は、保健所等の関係機関及び都道府県との連携等
- 3 市町村は、健康危機情報を把握した場合には、法令に基づく対応等
- 4 市町村は、都道府県の設置する保健所に健康危機情報を速やかに伝達等

六 地域住民との連携及び協力